

# 仕 様 書 (案)

## 1 基本事項

### (1) 業務名称

投開票用具の運搬等業務

### (2) 業務内容

	実施日	積込場所	運搬場所	運搬物品等
① 投票用具の積込 (配備のための積込)	令和7年 7月16日(水) 13時以降	奈良市役所 (二条大路南一丁目1番1号)	—	別紙(1) 「配備物品一覧」 のとおり
②投票用具の配備	令和7年 7月17日(木)	—	市内各投票所 68ヶ所 (別紙のとおり)	別紙(1) 「配備物品一覧」 のとおり
③投票用具の配備に係る対応 ※不足物品の運搬に係る待機	令和7年 7月18日(金) 17時から19時30分まで	奈良市役所 (二条大路南一丁目1番1号)	市内各投票所 68ヶ所 (別紙のとおり)	発注者の指示する物品
④開票所物品の運搬	令和7年 7月19日(土)	清水園 (青山1丁目6)	ロートアリーナ奈良 (法蓮佐保山4丁目1-3)	別紙(2) 「運搬物品一覧」 のとおり
⑤開票所物品の撤収	令和7年 7月21日(月)	ロートアリーナ奈良 (法蓮佐保山4丁目1-3)	清水園 (青山1丁目6)	別紙(2) 「運搬物品一覧」 のとおり
⑥投票用具の撤収	令和7年 7月21日(月)から 7月22日(火)まで	市内各投票所 66ヶ所 (別紙のとおり)	奈良市役所 (二条大路南一丁目1番1号)	別紙(1) 「配備物品一覧」 のとおり
⑦投票箱等の撤収	令和7年 7月21日(月)	ロートアリーナ奈良 (法蓮佐保山4丁目1-3)	奈良市役所 (二条大路南一丁目1番1号)	別紙(2) 「運搬物品一覧」 のとおり

なお、運搬物品等の数量及び②③⑥における各投票所の場所については変更の可能性がある。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年7月22日までとする。

## 2 業務目的

本市選挙管理委員会が設置する投票所及び開票所における必要物品を運搬、配備及び撤収し適法か

つ公正な投開票事務を迅速、円滑に行える環境を整える。

### 3 業務体制

受注者は、各業務に係る必要な車両を準備すること。また各車両には2名以上の作業員が乗車すること。

ただし、下記4（3）業務においては、最大積載量750kg以上の車両2台を準備し、各車両には1名以上の作業員が乗車すること。

### 4 業務内容詳細

#### （1）投票用具の積込

- ・ 予め各投票所への配備計画を作成し、発注者の承認を得ること
- ・ 配備計画に基づき奈良市役所倉庫棟共用倉庫から物品を搬出し車両ごとに積込すること
- ・ 配備物品を車両に積載した状態で、積載中の物品の安全性を担保できる場所にて保管すること
- ・ 各投票所への配備にあたり事前連絡が必要な投票所へ配備時間及び撤収時間の見込みを連絡し、調整を行うこと

#### （2）投票用具の配備

- ・ 各投票所の配備場所（別紙のとおり）に運搬配備すること
- ・ 管理者による解錠が必要な投票所へは配備時間の連絡をすること

#### （3）投票用具の配備に係る対応

- ・ 奈良市役所倉庫棟前駐車場に待機し、各投票所へ追加物品の運搬が必要となった場合に発注者の指示に基づき運搬すること

#### （4）開票所物品の運搬

- ・ 清水園倉庫内からロートアリーナ奈良の発注者の指示する場所へ運搬すること

#### （5）開票所物品の撤収

- ・ ロートアリーナ奈良から清水園倉庫内の発注者の指示する場所へ撤収すること

#### （6）投票用具の撤収

- ・ 各投票所から配備した物品を撤収し、奈良市役所倉庫棟共用倉庫へ運搬すること
- ・ 管理者による解錠が必要な投票所へは撤収時間の連絡をすること
- ・ 物品を発注者の指示する場所へ格納すること

#### （7）投票箱等の撤収

- ・ ロートアリーナ奈良から奈良市役所倉庫棟共用倉庫に、投票箱及びその他投票用具を運搬すること
- ・ 物品ごとに発注者の指示する場所へ格納すること

### 5 報告事項等

#### （1）運搬計画書

- ①受注者は各業務の運搬計画書（案）を契約締結後速やかに提出し、発注者の確認を得た後、書面にて正式な運搬計画書を発注者に提出すること
- ②運搬計画書には、車両ごとの業務実施体制も含めた本業務全体の実施スケジュールを明確に示すこと。

③受注者は実施計画書を変更する必要があるときは、発注者の承認を得た上で計画を変更し、変更後の運搬計画書を直ちに発注者に提出すること。

(2) 業務完了報告書

受注者は、本業務終了後に速やかに業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

6 緊急時の対応

(1) 事故、災害発生時の対応

受注者は、事故、災害発生時においては周囲の安全を確保し発注者の指示に従うこと。

(2) その他

トラブルが発生した場合、受注者は、発注者に速やかに報告し、必要な対応を行うこと。

7 信用失墜行為の禁止

受注者は、発注者の信用を失墜させる行為をしてはならない。

8 個人情報の保護

受注者は、本業務の作業員に対し、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他人（家族も含む）に知らせ又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。

9 その他

(1) 本業務を行うために必要な車両及び物品等は、すべて受注者において準備すること。

(2) 受注者は、運搬物品はもとより、発注者の施設及び器物を滅失・毀損しないこと。

(3) 本業務実施中に発注者及び第三者に与えた損害（物品の破損等を含む）について、受注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者においてその補償をすること。

(4) 受注者は、本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議を行い、相互に協力し、問題の解決を図ること。

(5) 受注者は、発注者及び受注者双方の認識や方針に相違がないよう、事前に発注者と十分に協議を行うこと。

(6) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者以外の他者と調整する必要がある場合は、速やかに発注者に報告するとともに、相互に協調し、作業の便宜と速やかな進捗のための調整を行うこと。

(7) 予定している公示日及び選挙期日が異なることとなったとき、受注者は、発注者と協議の上、発注者が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。

(8) 執行する選挙に増減が生じた場合には、そのための対応方法等について、発注者と受注者が協議の上で、決定するものとする。

(9) 選挙が無投票となった場合、受注者は発注者と協議の上、発注者が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。

(10) 見積書は総額で積算すること。また見積書には内訳書を添付すること。